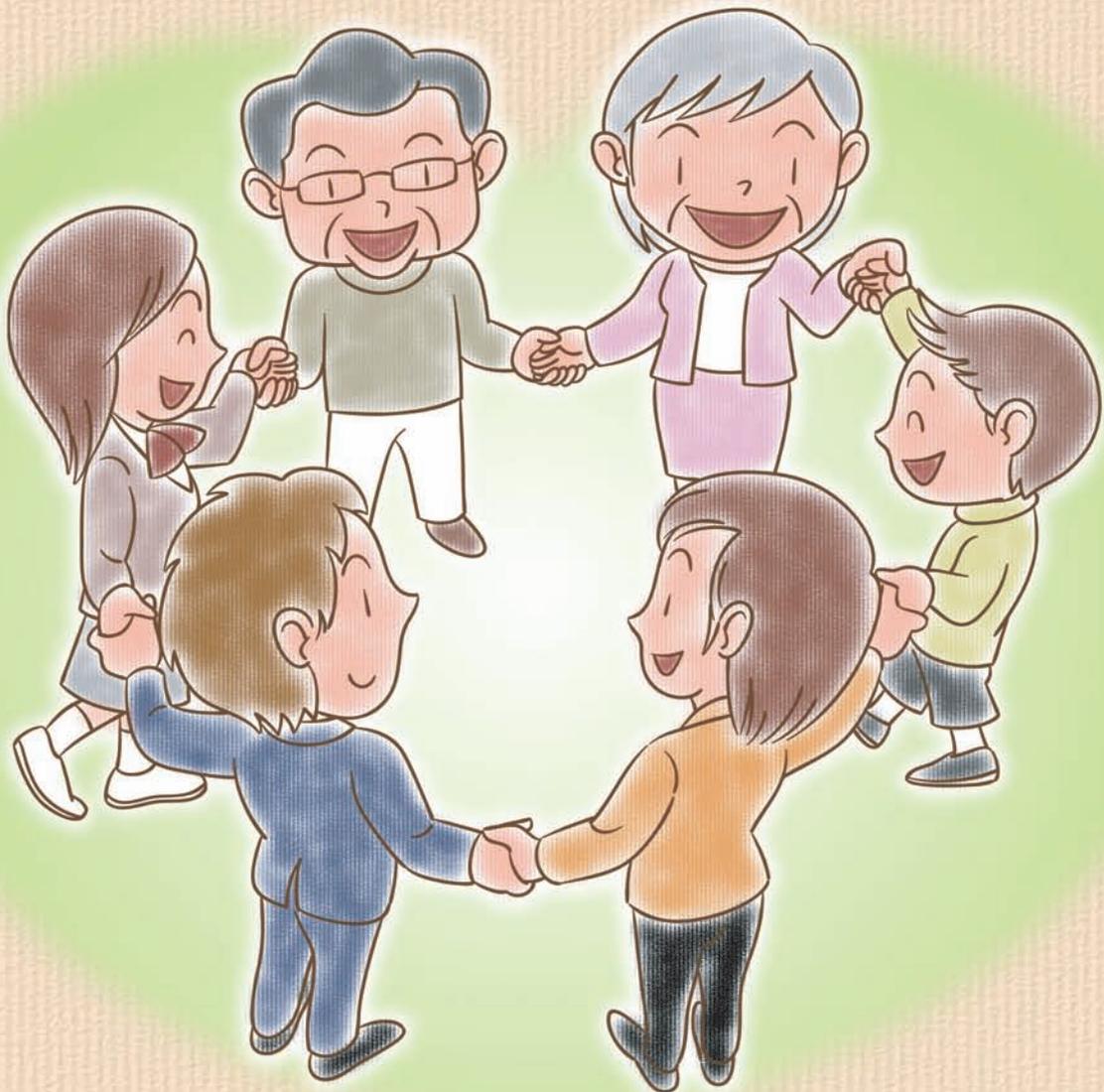


広島県男女共同参画基本計画(第2次)

いっしょに あしたを創り



(表紙)

ハートの中で手を取り合い輪になっている姿は、みんなでいっしょに「あした」を創っていくため、互いに協力し、尊重し合う「男女共同参画社会」の姿をイメージしたものです。



男女共同参画社会の実現に向けて ～いっしょにあした創り～

21世紀の広島を、活力に満ちあふれ、安心できる環境の下で、県民の皆様が希望を持って生き生きと活動できる「元気な広島県」にしていくためには、男女がお互いに支え合い、責任も分かち合うことのできる「男女共同参画社会」の実現が、大変重要な課題です。

その実現に向けて、本県では、平成13(2001)年12月に「広島県男女共同参画推進条例」を制定し、これに基づき、平成15(2003)年2月に策定した「広島県男女共同参画基本計画」により、様々な取組を行っています。

この度、社会・経済環境の変化等を踏まえ、目標年次である平成22(2010)年度に向け、新たに取り組むべき具体的施策を示すなど、第2次の計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を更に推進して参ります。

男女共同参画社会は、県の取組だけで実現できるものではなく、市町、事業者、そして県民の皆様一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取り組を進めていただくことが何よりも重要です。

県と県民、男性と女性、共にパートナーとして協力し合い、「いっしょに」活力と安心、希望のある「あした」～男女共同参画社会～を創って参りましょう。

終わりに、第2次の計画の策定に当たり、答申に御尽力いただきました広島県男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただきました県民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成18(2006)年3月

広島県知事 藤田 雄山



目次

第1章 計画の改定に当たって 1

1	これまでの取組	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の目標年次	3
4	県がめざす男女共同参画社会～平成22(2010)年の姿～	4
5	基本的な視点	6
6	計画改定の経緯	6
7	計画改定の内容	7
8	施策の推進	8

第2章 施策の体系《平成18(2006)～22(2010)年度》 9

	施策の体系	10
--	-------	----

第3章 基本となる施策の方向と具体的施策 13

	【環境づくり】	14
	現状と課題	14
	基本となる施策の方向	14
1	働く場における男女共同参画の推進	15
2	地域社会活動における男女共同参画の推進	21
3	男女共同参画の推進に向けた体制の整備	23

【人づくり】	26
現状と課題	26
基本となる施策の方向	26
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	27
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	30
3 家庭における男女共同参画の推進	33
【安心づくり】	35
現状と課題	35
基本となる施策の方向	35
1 生涯を通じた健康と自立の支援	36
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	38
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	40
資料編	43
1 データから見た県の男女共同参画の現状	44
2 男女共同参画に関する動き	52
3 県の取組	56
4 男女共同参画社会基本法	58
5 男女共同参画基本計画（第2次）の概要	62
6 広島県男女共同参画推進条例	64
7 広島県男女共同参画審議会委員	67
8 広島県男女共同参画推進本部設置要綱	68
9 具体的施策の行動目標一覧	70
10 用語索引	72

第1章 計画の改定に当たって

1	これまでの取組	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の目標年次	3
4	県がめざす男女共同参画社会～平成22(2010)年の姿～	4
5	基本的な視点	6
6	計画改定の経緯	6
7	計画改定の内容	7
8	施策の推進	8

いっしょに
ふたつ

1 これまでの取組

県は、豊かで活力ある社会を築いていくため、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現をめざしています。

平成13(2001)年12月には、県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「広島県男女共同参画推進条例」を制定しました。条例では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定することが規定されています。

このため、条例に基づく初めての計画として、条例の五つの基本理念を基に、県が取り組むべき施策を明らかにした「広島県男女共同参画基本計画」(以下「計画(第1次)」といいます。)を、平成15(2003)年2月に策定し、様々な施策を実施してきました。

【条例の五つの基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

2 計画の位置付け

広島県男女共同参画基本計画は、「広島県男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」に基づくものであり、県の男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための基本となる計画です。

● 条例第7条（基本計画）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

● 基本法第14条（都道府県男女共同参画計画等）

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

3 計画の目標年次

■ 目標年次 平成22（2010）年度

国の「男女共同参画基本計画」（平成12（2000）年12月策定の第1次基本計画）と同じ平成22（2010）年度を目標年次としています。

4 県がめざす男女共同参画社会 ～平成22(2010)年の姿～

「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことです。

「広島県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示しています。

この基本理念に基づいて、県、県民、事業者がそれぞれの責務を果たすことによって創り出される社会、それが県がめざす男女共同参画社会です。

■ 県の責務

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

また、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組みます。

■ 県民の責務

家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに協力して男女共同参画の推進に努めることが大切です。

また、男女間での暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより男女の個人としての尊厳や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

■ 事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めることが大切です。

～広島県男女共同参画推進条例から～

県は、平成22(2010)年を目標とした「広島県の男女共同参画社会」の姿を描き、その実現に向けた取組を積極的に展開しています。

平成22(2010)年の実現をめざして

男女が、互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら、
その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で共に参画し、
責任も分かち合うことのできる社会

■家庭では

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家事や子育て、家庭教育や介護などを行っています。

■学校では

- 一人ひとりの個性を尊重し豊かな心を育む教育が行われています。

■職場では

- 女性の登用、職域の拡大が進むなど、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮できる環境が整備されています。
- 家庭や地域社会での生活を大切にしながら、だれもが安心して働き続けることができる環境が整備されています。

■地域社会では

- 地域社会全体で子育てや介護を支援できる体制が整備されるなど、だれもが自立し安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。
- 様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が共に積極的に参画しています。
- 男女共同参画に関する様々な学習の機会が確保され、男女共同参画の推進に向け主体的な取組が行われています。

■行政では

- 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策が推進されています。

5 基本的な視点

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画を推進するための「しっかりとした環境を創る」、「実践する人を創る」、「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」という視点が重要です。

このため、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」という三つの視点から男女共同参画を推進するために取り組むべき施策を展開することとしました。

6 計画改定の経緯

計画（第1次）に掲げる具体的施策の推進期間が平成17(2005)年度で終了することに伴い、具体的施策を見直すこととし、計画（第1次）の改定を行い、「広島県男女共同参画基本計画（第2次）」（以下「計画（第2次）」といいます。）を策定することとしました。

「広島県男女共同参画推進条例」では、改定に当たって、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴くことが規定されていることから、平成17(2005)年6月14日に、計画に盛り込むべき事項について諮問しました。

広島県男女共同参画審議会では、計画（第1次）の検証や新たな課題等について検討が行われるとともに、県民からの意見募集の結果を踏まえ、調査・審議が行われました。

その結果、計画（第1次）策定後の社会・経済環境の変化等を踏まえ、計画を改定していくに当たり、今後、県が男女共同参画を推進するために重点的に取り組むべき項目、具体的施策の方向等についての意見が取りまとめられ、平成17(2005)年12月26日に答申が行われました。

この答申の内容を反映させるとともに、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17(2005)年12月策定）を^{*1}勸案し、また、広島県総合計画「元気挑戦プラン」との整合を図り策定しました。

用語の解説

■*1 広島県総合計画「元気挑戦プラン」

「住んでみたい、住み続けたい」と実感できる、「活力と安心、希望のある『元気な広島県』の実現」に向けて、本県の将来像や、政策の方向、取り組むべき施策などを明らかにした県政運営の中期的指針。

【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～22(2010)年度

7 計画改定の内容

■ 具体的施策の推進期間

- 計画(第1次) 平成15(2003)～17(2005)年度
 - 計画(第2次) 平成18(2006)～22(2010)年度
- 計画(第1次)の具体的施策の推進期間が平成17(2005)年度末までであることから、平成18(2006)年度を始期とし、計画の目標年次である平成22(2010)年度末までの5年間を推進期間とします。

■ 重点項目

急速に変化する社会経済環境に対応しながら男女共同参画をより一層推進するため、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」という三つの基本的な視点ごとに掲げる次の項目を重点的に実施します。

【重点的に取り組む項目】

環境づくり

男女共同参画を推進するための環境づくりとしては、働く場における環境の整備が重要です。職場において、事実上存在している男女間の格差の解消に努めるとともに、女性の登用を積極的に推進することなどにより、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境の整備に取り組みます。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備に取り組みます。特に、多様な働き方や、男性も含めた「働き方の見直し」が可能となるよう、環境の整備に取り組みます。

人づくり

男女共同参画を推進するための人づくりとしては、家庭、学校、地域など社会の様々な分野で、男女がお互いに協力して男女共同参画を推進するよう、啓発を行うことが重要です。

特に、少子高齢化や家族形態の多様化が進む中で、豊かで活力ある社会を築くために、男女が共に積極的に子育てに参画できるよう支援策を講じます。

安心づくり

男女共同参画を推進するための安心づくりとしては、だれもが安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくことが重要です。

中でも、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つである配偶者からの暴力をはじめとする男女間のあらゆる暴力の防止に向けた取組を推進します。

8 施策の推進

「広島県男女共同参画推進本部」を中心に、各部局が連携を密にし、計画に掲げる具体的施策を着実に推進します。

施策の推進に当たっては、施策目標に関連する指標を数値化した「行動目標」を設定し、具体的施策の成果を検証することにより、計画的に実施します。

男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し、施策の推進を図ります。

第2章 施策の体系《平成18(2006)～22(2010)年度》

施策の体系

10



施策の体系

基本的な視点 基本となる施策の方向

県の施策

・具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- ・国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に向けた啓発、具体的なモデルや成果の普及啓発
- ・県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

- ・育児・介護休業法等の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- ・仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた環境の整備を推進するための啓発
- ・特に、働き方の見直しに向けた事業主に対する労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- ・男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けるための多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

- ・パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保に向けたパートタイム労働法、労働者派遣法等の普及啓発
- ・多様な就業ニーズに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
- ・育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実
- ・働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・男女共同参画の視点に立った経営が行われるための環境の整備

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
- ・技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- ・経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・市町の行政委員会及び審議会等委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・男女の地域活動への参画拡大に向けたボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備
- ・男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
- ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

- ・男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実・強化及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業の展開
- ・男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供及び県民等からの相談・要望等に適切に対応するための体制整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- ・男女共同参画社会づくりに向けた情報提供などによる市町の取組に対する積極的な支援及び産学官連携による男女共同参画の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公共サービスの提供

人づくり

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) **男女共同参画に関する広報・啓発の充実**
 - ・多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
- (2) **県民の主体的な取組への支援**
 - ・男女共同参画社会の形成の意義や責務を重視した広報・啓発
- (3) **メディアにおける男女共同参画の推進**
 - ・人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組に係る啓発
 - ・情報を一人ひとりが主体的に収集、判断、発信等ができる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
 - ・県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) **男女共同参画を推進する教育の充実**
 - ・男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
 - ・小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実
- (2) **生涯を通じた学習機会の提供**
 - ・男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
 - ・男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような学習機会の提供
 - ・男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) **研修の充実・支援**
 - ・県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職、一般職等職務に応じた研修の実施
 - ・市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修機会の提供
 - ・男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) **家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実**
 - ・家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たすための多様な啓発
- (2) **家庭教育・子育て支援の充実**
 - ・父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
 - ・子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
 - ・地域住民による主体的な子育て支援の促進や多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

安心づくり

1 生涯を通じた健康と自立の支援

- (1) **生涯を通じた健康対策の推進**
 - ・思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
 - ・女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
 - ・エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
 - ・周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- (2) **だれもが安心して暮らし、自立できるための支援**
 - ・高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実
 - ・高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が地域で安心して自立した生活ができるための支援
 - ・男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) **配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進**
 - ・DVI防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
 - ・専門相談員の育成、相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談体制の充実
 - ・一時保護施設の拡充など保護体制の充実
 - ・被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
 - ・民間団体との協働事業の実施による被害者の支援
- (2) **セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進**
 - ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
 - ・ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
 - ・性犯罪、売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
 - ・男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
 - ・被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
 - ・男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

- (1) **国際交流・国際協力・平和貢献の推進**
 - ・男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備
- (2) **情報の収集及び提供**
 - ・男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

第3章 基本となる施策の方向と具体的施策

【環境づくり】	14
現状と課題	14
基本となる施策の方向	14
1 働く場における男女共同参画の推進	15
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	21
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	23
【人づくり】	26
現状と課題	26
基本となる施策の方向	26
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	27
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	30
3 家庭における男女共同参画の推進	33
【安心づくり】	35
現状と課題	35
基本となる施策の方向	35
1 生涯を通じた健康と自立の支援	36
2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	38
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	40

※「具体的施策」における部局名()内は、平成18(2006)年4月1日の組織再編後の担当部局を表記しています。



環境づくり

■現状と課題

働く場の環境整備は、就業が人々の生活の経済的基盤を形成するものであることから、極めて重要です。

雇用・労働条件や育児・介護の支援などに関する法律や制度は改善されてきていますが、雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在しています。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に家族としての責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立することが望まれています。安心して子どもを生み育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。

このため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しを進めるなど、環境を整えることが必要です。

農林水産業や商工業等の自営業においても、女性は生産や経営の担い手として、重要な役割を果たしていますが、方針決定過程への参画の進展は緩やかな傾向にあります。

このため、男女共同参画に向けた取組を推進するとともに、女性の起業や経営活動への参画に向けた環境を整備することが必要です。

男女が社会の様々な分野での活動に参画する機会を確保するためには、特に、政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進めることが不可欠です。

このため、県や市町において審議会等への女性の参画を促進するとともに、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

また、地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものとしていくことが期待されています。

このため、男女が地域の様々な活動に目を向け、共に参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。

男女共同参画に向けた取組を、効果的かつ的確に実施するため、県の推進体制や男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点の機能を充実させるとともに、県民と身近な関係にある市町やNPO^{*2}、ボランティア等との連携・協働を推進することが必要です。

■基本となる施策の方向

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

■基本となる施策の方向

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

県、市町、民間企業、各種団体など様々な職場において、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮しながら働くことができるよう、雇用環境の整備を図ります。

具体的施策

- 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法^{*3}、男女雇用機会均等法^{*4}等の法令や働きやすい職場づくりについて、周知徹底を図り、男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進します。(商工労働部)
- 女性の積極的登用を図るため、幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置(ポジティブ・アクション)^{*5}を推進するよう啓発を行います。
また、啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めます。(県民生活部、商工労働部)
- 県が率先して、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の管理職への登用を積極的に推進します。(総務部、人事委員会、教育委員会、警察本部)

用語の解説

- *2 **NPO (Non Profit Organization)**
民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
- *3 **労働基準法**
賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し、昭和22(1947)年に施行。
平成11(1999)年には、男女雇用機会均等法の改正に併せ、女性の職域拡大を図り、男女の均等な取扱いを一層促進する観点から、女性のみ適用される保護規定(深夜業等の規制)が削除(母性保護等の規定は除く。)された。
- *4 **男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)**
雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。
平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法施行。
- *5 **積極的改善措置(ポジティブ・アクション)**
男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差異がある場合、それを解消するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことをいう。

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、自分の意思で働くことを選択した場合にその意思が尊重され、だれもが安心して働き続けることができるよう、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境の整備を図ります。

具体的施策

- 育児・介護休業法等^{*6}の周知徹底を図るとともに、次世代育成支援対策推進法^{*7}に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進します。(福祉保健部, 商工労働部)
- 仕事と家庭を両立させ、地域活動にも参画できる環境の整備を推進するよう啓発を行います。
特に、働き方の見直しを進めるため、事業主に対して、労働時間等の設定の改善等労働条件の整備や育児・介護休業を取得しやすいなど働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行います。(商工労働部)
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実を図ります。(福祉保健部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(大企業)	95.9%	平成17(2005)	100%	平成21(2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(中小企業)	3.3%	平成17(2005)	25%	平成21(2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5%	平成17(2005)	100%	平成21(2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰 ^{*8}	9企業	平成17(2005)	18企業	平成21(2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数 ^{*9}	10か所	平成17(2005)	20か所	平成21(2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	平成17(2005)	20,621人	平成21(2009)
延長保育実施か所数	339か所	平成17(2005)	398か所	平成21(2009)
放課後児童クラブ ^{*10} 実施か所数	428か所	平成17(2005)	449か所	平成21(2009)

(注) ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

用語の解説

- *6 **育児・介護休業法(育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)**
 少子化対策の一環として,平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定,平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。
 平成13(2001)年には,休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止,平成16(2004)年には,育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇などを盛り込んだ改正が行われた。
- *7 **次世代育成支援対策推進法**
 地方公共団体及び一定の事業主に対して次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付け,平成15(2003)年に制定,平成17(2005)年4月に全面施行。
- *8 **ファミリー・フレンドリー企業**
 仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち,多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業。平成11(1999)年度から毎年10月の「仕事と家庭を考える月間」に合わせて,国により表彰が実施されている。
- *9 **ファミリー・サポート・センター**
 サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり,保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
- *10 **放課後児童クラブ**
 昼間,保護者が家庭にいない子どもたちが,児童館や保育所,学校の余裕教室,公民館等を活用して,遊びや生活をする場。

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

男女がそれぞれのライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、また、それぞれの働き方に対応できる雇用環境を整備するとともに、育児や介護等を理由とした退職者の再就職を支援します。

具体的施策

- パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法^{*11}、労働者派遣法^{*12}等の普及啓発を行います。(商工労働部)
- 多様な就業ニーズに対応するため、在宅ワーク^{*13}等の就業支援情報の充実を図ります。(商工労働部)
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実を図ります。(商工労働部)
- 働きやすい雇用環境づくりをめざして、雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。(商工労働部)

用語の解説

- *11 **パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)**
適正な労働条件の確保、その他の雇用管理の改善により、短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため、平成5(1993)年に施行。
- *12 **労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)**
労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため、昭和61(1986)年に施行。
平成11(1999)年には、26業務に限定されていた対象業務の原則自由化、派遣労働者の権利保護、さらに平成16(2004)年には、派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。
- *13 **在宅ワーク**
情報通信機器を活用して、請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での働き方のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なもの。

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

生産組織等における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、生産、経営、家庭生活に男女が共に参画できるよう環境の整備を図ります。

具体的施策

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発を行います。
(商工労働部, 農林水産部)
- 男女共同参画の視点に立った経営が行われるよう、環境の整備に努めます。
(商工労働部, 農林水産部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
^{*14} 女性の農業委員数	30人	平成17(2005)	46人	平成22(2010)
^{*15} 家族経営協定の締結数	101件	平成16(2004)	328件	平成22(2010)

用語の解説

■ *14 農業委員

農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる問題の解決のために市町村に設置されている農業委員会（行政委員会）における農業者を代表する委員。

■ *15 家族経営協定

農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

生産や経営の主体となる女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経済的な自立を促進するよう支援します。

具体的施策

- 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組を支援します。
(商工労働部，農林水産部)
- 技術・経営管理能力の向上を図るための取組を支援します。
(商工労働部，農林水産部)
- 経営指導や経営相談を希望する者のニーズに適切に対応できるよう，指導員，相談員の養成や資質の向上を図るなど，指導・相談体制の充実を図ります。
(商工労働部，農林水産部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	平成16(2004)	100人	平成22(2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	平成16(2004)	300グループ	平成22(2010)

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県が率先して審議会等委員として積極的に女性を登用するとともに、様々な分野で方針の立案及び決定過程に男女が共に参画できるよう啓発を行います。

具体的施策

- 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するよう啓発を行います。 (県民生活部, 全部局)
- 県の行政委員会及び審議会等の委員として、積極的に女性を登用するよう努めます。 (総務部, 全部局)
- 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけを行います。 (県民生活部)
- 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実を図ります。 (県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
^{*16} 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (全審議会)	24.0%	平成17(2005)	30%	平成22(2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会を除く。)	29.5%	平成17(2005)	35%	平成22(2010)
^{*17} ひろしま女性大学修了生 累計	803人	平成17(2005)	1,000人	平成22(2010)

(注) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

用語の解説

■ *16 審議会等

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関。

■ *17 ひろしま女性大学

男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、(財)広島県女性会議が実施する事業の一つで、平成元(1989)年度から開講している。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、男女が共に地域社会活動に積極的に参画し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組むことができるよう支援します。

具体的施策

- 男女の地域活動への参画を拡大するため、コーディネート等の支援を行うなど、地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境を整備します。

(地域振興部，県民生活部，全部局)

- 男女の地域づくりへの参画を促進するため、積極的な情報提供を行います。

(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
NPO法人数 (人口10万人当たり)	11.3法人	平成16(2004)	17法人	平成20(2008)

用語の解説

- *2 NPO (Non Profit Organization)

15ページ参照。

- *18 住民自治組織

行政と協働・連携しながら住民が主体的に地域づくり活動に取り組む住民組織。

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画社会の実現に向けて、県が率先して男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するための体制を充実・強化します。

具体的施策

- 男女共同参画推進本部を中心に、各部局が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進します。
(県民生活部，全部局)
- 施策の推進に当たっては、行動目標を掲げ、その達成に努めます。
(全部局)
- 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施します。
(県民生活部)

*19

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

男女共同参画社会の実現をめざす中核的拠点として、情報・研修・相談・交流等の各種事業の充実に努めるとともに、その機能強化を図ります。

具体的施策

- 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設として、情報・研修・相談・交流の各種事業を一層充実させるとともに、新たなニーズに対応できるよう、柔軟な事業展開を図ります。
(県民生活部)
- 男女共同参画を推進するための情報を収集・提供し、県民等からの相談、要望等に適切に対応できる体制を整備します。
(県民生活部)

用語の解説

■ *19 エソール広島

広島県女性総合センターの愛称。「エソール」はフランス語で「飛躍・発展」を意味する。
男女共同参画を促進するための拠点施設として平成元(1989)年に設置された。
(財)広島県女性会議により運営されており、情報・研修・相談・交流の4部門を柱とする各種事業が行われている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、市町等との連携を強化し、情報提供や取組支援を行います。

また、県内のNGO、NPO、ボランティア等が男女共同参画の推進のために実施する主体的な取組を支援します。

具体的施策

- 男女共同参画社会づくりに対する理解が深まるよう、情報提供などにより市町の取組を積極的に支援するとともに、産学官連携により、男女共同参画を推進します。

(県民生活部)

- 男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で活動を展開するNGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等多様な主体による自主的な活動がより一層促進されるよう、情報提供や相談対応等の環境整備を行うとともに、協働して新しい公共サービスの提供に取り組みます。

(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	平成17(2005)	100%	平成22(2010)

用語の解説

■ *20 NGO (Non-governmental Organization)

非政府組織または民間援助団体。国際貢献や国際交流を行う非政府・非営利組織。

■ *2 NPO (Non Profit Organization)

15 ページ参照。

■ *18 住民自治組織

22 ページ参照。

人づくり

■現状と課題

男女共同参画を推進するためには、男女共同参画についての理解が深まり、県民、事業者及び行政が一体となった取組を進めることが求められています。

このため、男女が、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野で、お互いに協力して男女共同参画を推進するよう、啓発を行うことが必要です。

また、情報化が進展する中で、様々な媒体によってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大することが予想されます。

このため、情報を主体的に収集、判断、発信等ができる能力を身につけることができるよう支援することが必要です。

男女共同参画の意識を育むためには、家庭、学校、地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

このため、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、教育や学習機会の充実を図るとともに、職場においても、男女共同参画を推進するための研修等の充実が求められています。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、男女が共に家事や育児・介護といった家族としての責任を担うことが求められます。このため、家族を構成する男女がお互いに協力し合って、豊かな家庭生活を築きながら、共に社会に参画できるよう、啓発を行うことが必要です。

■基本となる施策の方向

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

■基本となる施策の方向

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画の推進に向け、県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発を行います。

具体的施策

- 多様な機会や情報手段により、男女共同参画に関する理解が深まるよう広報・啓発を行います。
(県民生活部，全部局)

(2) 県民の主体的な取組への支援

県民が、男女共同参画の推進に向け積極的な取組ができるよう、広報・啓発を行います。

具体的施策

- 県民が男女共同参画の推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、男女共同参画社会の形成の意義や責務を踏まえた広報・啓発を行います。 (県民生活部)

(3) メディアにおける男女共同参画の推進

社会に対して大きな影響力を持つメディアに対して、人権尊重の視点に立った自主的な取組が行われるよう働きかけます。

具体的施策

- 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向け、インターネット等を含む各種メディアの特性に応じた自主的な取組がなされるよう啓発を行います。 (県民生活部, 警察本部)
- 情報を一人ひとりが主体的に収集, 判断, 発信等ができる能力の必要性について, 啓発を行うとともに, 学校における情報教育^{*21}の充実を図ります。 (県民生活部, 教育委員会)
- 県は, 男女共同参画の視点に立って広報紙・出版物等を発行します。 (県民生活部, 全部局)

用語の解説

■ *21 情報教育

「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、望ましい勤労観・職業観などを身に付けることができるよう、キャリア教育^{*22}の充実を図ります。

具体的施策

- 男女共同参画について理解し、だれもお互いの個性や意思を尊重できるよう、学校教育においては学習指導要領等に則り、子どもの発達段階に応じた取組の充実を図ります。

(教育委員会)

- 小・中・高等学校等においてキャリア教育の充実を図ります。

(教育委員会)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
長期職場体験実施校の割合 (公立中学校)	14.7%	平成17(2005)	60%	平成20(2008)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	23.7%	平成16(2004)	40%	平成20(2008)

用語の解説

■*22 キャリア教育

幼児児童生徒一人ひとりがその発達課題の達成を通して、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身に付けることをねらいとして行われる教育活動の総体。

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習することのできる機会を提供します。

具体的施策

- 男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯にわたって多様な学習機会を提供します。
(県民生活部, 教育委員会)
- 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるよう、学習の機会を提供します。
(県民生活部)
- 男女共同参画に関する学習情報の提供, 学習相談への対応等の学習支援体制を整備します。
(県民生活部, 教育委員会)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
ひろしままナビネットへのアクセス件数 ^{*23}	68,833件	平成16(2004)	90,000件	平成20(2008)

用語の解説

- *23 ひろしままナビネット
インターネットにより、県民に学習機会や催し物に関する情報などを提供する、生涯学習情報提供システム。

(3) 研修の充実・支援

様々な分野で、男女共同参画を推進するための研修の充実を図ります。

具体的施策

- 県職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、管理職、一般職等職務に応じた研修を実施します。
(総務部, 県民生活部, 全部局)
- 市町職員に対し、男女共同参画に関する理解が深まるよう、市町と連携し研修の機会を提供します。
(総務部, 地域振興部)
- 男女共同参画に関する理解が深まるよう、事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援します。
(県民生活部, 商工労働部)

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

家庭生活において、家族が相互の理解と協力のもとに、家族の一員として家事や子育て、介護などの責任を果たすことができるよう、啓発の充実を図ります。

具体的施策

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たせるよう、多様な啓発を行います。 (県民生活部)

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

みんなで支え合う子育て支援社会をめざして、家族をはじめ地域社会全体で、教育や子育てに取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立ち、「未来に輝くこども夢プラン」^{*24}を着実に推進します。

具体的施策

- 父親の家庭教育への参加を促進するための取組を行う市町を支援するとともに、家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援を行います。
(教育委員会)
- 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。
(福祉保健部，教育委員会)
- 地域住民による主体的な子育て支援の促進や、多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策のための計画に基づく市町の取組の促進など、子育て支援体制の充実を図ります。
(福祉保健部，教育委員会)

<行動目標>

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
^{*25} 地域子育て支援センター実施か所数	77か所	平成17(2005)	104か所	平成21(2009)

用語の解説

- ***24 未来に輝くこども夢プラン**
子どもが健やかに生まれ、育成される環境づくりを推進する上での基本理念、基本的視点及びその実現に必要な施策を明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法（17ページ）に基づく県の行動計画。
【策定年月】平成17(2005)年3月 【計画期間】平成17(2005)～21(2009)年度
- ***25 地域子育て支援センター**
育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動拠点となる施設。保育所などに併設される。

安心づくり

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援することが必要です。

だれもが地域で安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくためには、積極的に社会に参画する一員として、高齢者や障害者の参画の機会を拡大していくことが必要です。また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できる体制を整備することが必要です。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント^{*26}、ストーカー行為などの件数は、年々増加しています。これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりなどに努めることが必要です。

男女共同参画に向けた取組は、国際社会における様々な取組と密接に関係しています。このため、国際交流、国際協力、平和貢献の推進に当たっては、男女共同参画の視点に立って取り組んでいくことが重要です。

■基本となる施策の方向

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

用語の解説

■*26 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

特に、雇用の分野においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

■基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、男女共同参画の視点に立ち、県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図るため「健康ひろしま21」^{*27}を着実に推進します。

具体的施策

- 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行います。(福祉保健部)
- 女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、母性保護と母性健康管理対策を推進します。(福祉保健部、商工労働部)
- エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策を推進します。(福祉保健部)
- ^{*28}周産期医療体制、不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実を図ります。(福祉保健部)

<行動目標>

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	平成17(2005)	7圏域	平成20(2008)
周産期死亡率(人口千人当たり)	4.4人 (全国9位)	平成16(2004)	全国1位	平成20(2008)

(注) 人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

用語の解説

■*27 健康ひろしま21

県民一人ひとりが健康でいきいきと社会の中で暮らし、生涯を通じて社会参加ができる健康長寿の実現をめざし、県民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進するための計画。

【策定年月】平成14(2002)年3月 【計画期間】平成14(2002)～23(2011)年度

■*28 周産期

妊娠22週から生後1週間未満の期間。

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため、高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう、男女共同参画の視点に立ち、「ひろしま高齢者プラン（平成18～20年度）」^{*29}、「広島県障害者プラン」^{*30}を着実に推進します。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

具体的施策

- 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実を図ります。
(福祉保健部, 商工労働部)
- 高齢者の生活支援, 介護予防, 介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに, 障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。(福祉保健部, 商工労働部)
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量 ^{*31}	0人	平成17(2005)	2,408人	平成20(2008)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数 ^{*32}	2,048人	平成16(2004)	3,976人	平成20(2008)
障害者グループホーム定員数	291人	平成16(2004)	平成18(2006)年度に設定	
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	平成17(2005)	7.8%	平成22(2010)

(注) 障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。

用語の解説

- ***29 ひろしま高齢者プラン（平成18～20年度）**
老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉保健サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。
【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度
- ***30 広島県障害者プラン**
障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。
【策定年月】平成16(2004)年3月 【計画期間】平成16(2004)～25(2013)年度
- ***31 小規模多機能型居宅介護**
「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス。
- ***32 認知症対応型共同生活介護**
要介護者のうち軽い認知症である者が、5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービス。

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画^{*33}を策定し、関係機関との連携により、総合的に施策を実施します。

具体的施策

- DV防止法^{*34}の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発を行います。
(福祉保健部，警察本部)
- 被害者等が安心して相談できるよう，専門相談員の育成に努めるとともに，相談窓口の拡充，設置場所の情報提供等相談体制の充実を図ります。
(福祉保健部，警察本部)
- 一時保護施設の拡充など，保護体制の充実を図ります。
(福祉保健部)
- 被害者の自立支援体制の充実を図るとともに，関係機関の連携を強化します。
(福祉保健部，警察本部)
- 民間団体との協働事業の実施により，被害者の支援に取り組みます。
(福祉保健部)

用語の解説

- *33 配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画
平成18(2006)年度にDV防止法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する広島県基本計画(仮称)」を策定予定。
- *34 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)
配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援の体制を整備することにより，配偶者からの暴力を防止し，被害者の保護を図るため，平成13(2001)年に施行。
被害者からの申立てにより，地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは，夫やパートナーなどからの身体的，経済的，性的，精神的暴力などをいう。

^{*26}
(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための
取組の推進

学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラ
スメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進します。

具体的施策

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会
等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。
(総務部、県民生活部、商工労働部、教育委員会)
- ストーカー規制法^{*35}、売春防止法^{*36}等の周知徹底により、男女の人権尊重に向けた啓発を行
います。
(福祉保健部、警察本部)
- 性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向け啓発を行います。
特に、青少年を対象とした啓発活動を重点的に実施します。
(県民生活部、警察本部)
- 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、専門
相談員の育成に努めます。
(福祉保健部、警察本部)
- 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、社会復帰への支援の充実を図ります。
(福祉保健部、警察本部)
- 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを推進します。
(警察本部)

用語の解説

- ***26 セクシュアル・ハラスメント**
35ページ参照。
- ***35 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）**
年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。
「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ス
トーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。
また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等
の援助を行うことも規定している。
- ***36 売春防止法**
売春を助長する行為等を処罰するとともに、売春の防止を図るため、昭和32(1957)年に施行。
都道府県に設置されている婦人相談所は、この法律に基づき、売春を行うおそれのある女子の保護更生のた
め必要な措置を行うこととされている。(本県では、広島子ども家庭センターを売春防止法による婦人相談所
として位置付けている。)

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、「ひろしま国際施策推進プラン2010」^{*37}を確実に推進します。

具体的施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に努めます。
(総務部，県民生活部)

用語の解説

■ *37 ひろしま国際施策推進プラン2010

本県の国際施策推進の目標，施策展開の基本方向等を明確にするとともに，県民，市町，NPO・NGOなどと連携・協働し，国際施策を総合的・効果的に推進するための中期的な基本指針。

【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～22(2010)年度

(2) 情報の収集及び提供

国際社会における取組に協調した施策展開を図るための情報収集・情報提供に努めます。

具体的施策

- 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を収集し、幅広く提供します。

(県民生活部)

資料編

1	データから見た県の男女共同参画の現状	44
2	男女共同参画に関する動き	52
3	県の取組	56
4	男女共同参画社会基本法	58
5	男女共同参画基本計画（第2次）の概要	62
6	広島県男女共同参画推進条例	64
7	広島県男女共同参画審議会委員	67
8	広島県男女共同参画推進本部設置要綱	68
9	具体的施策の行動目標一覧	70
10	用語索引	72

いっしょに
ふたつ

1 データから見た県の男女共同参画の現状

環境づくり

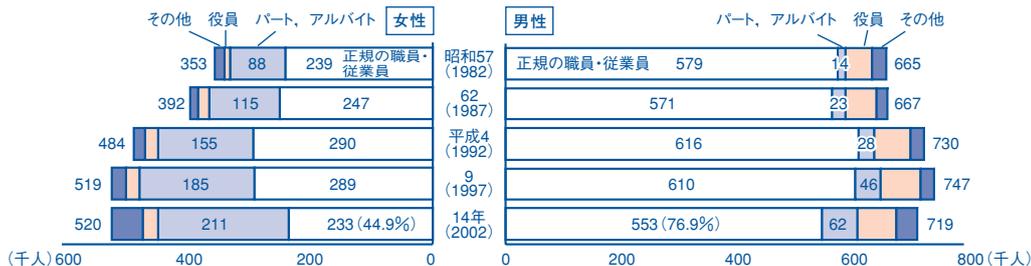
注意事項:百分率の合計については、四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

労働

《雇用形態別に見た雇用者数》

- 平成14(2002)年の女性雇用者数は520千人で、男女雇用機会均等法(15ページ参照)施行(昭和61(1986)年)前の昭和57(1982)年と比較すると、20年間で167千人(47.3%)増加しています。
- 雇用形態別に見ると、平成14(2002)年の正規の職員・従業員の割合は、女性では44.9%で、男性の76.9%を大きく下回っています。

雇用形態別に見た雇用者数の推移

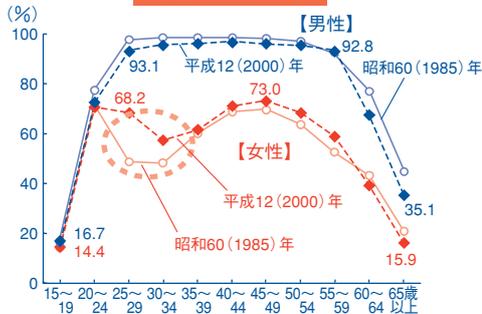


(注)雇用形態:雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート、アルバイト」、「その他」(労働者派遣事業所の派遣社員など)、「役員」の四つに区分
資料:総務省「就業構造基本調査」

《労働力率》

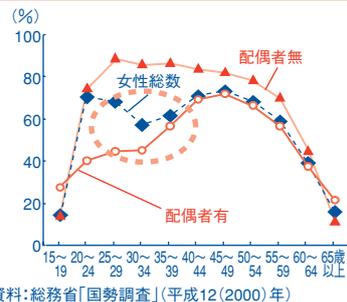
- 男性は20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描いています。
- 一方、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描き、近年、このM字カーブは上方へシフトする傾向にあります。また、女性の労働力率には配偶者の有無で大きな違いが現れています。
- 育児や介護を理由として退職した労働者のための再雇用制度が整備されている事業所の割合は29.1%となっています。

年齢別労働力率



(注)労働力率:15歳以上人口に占める労働力人口の割合
15歳以上人口 \leftarrow 労働力人口(就業者(休業者を含む)と完全失業者)
非労働力人口(主に家事従事、学生、高齢者等)
資料:総務省「国勢調査」

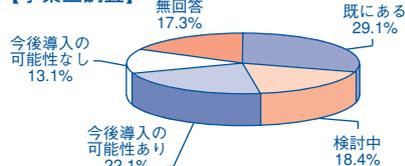
女性の年齢別、配偶関係別労働力率



資料:総務省「国勢調査」(平成12(2000)年)

再雇用制度(育児・介護のため)の導入状況

【事業主調査】



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」
(平成17(2005)年度)

《労働者の賃金》

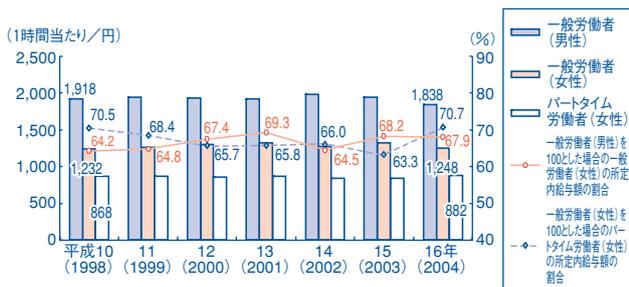
- 一般労働者の所定内給与額の男女間の差は、徐々に縮小してきているものの、近年では横ばい傾向にあり、依然として開きがあります。

(注)所定内給与額:きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額

1時間当たりの所定内給与額:
各年6月分として支給された所定内給与額を同月の所定内実労働時間数で除して算出している。
一般労働者:パートタイム労働者以外の労働者

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

労働者の所定内給与額及びその格差の推移

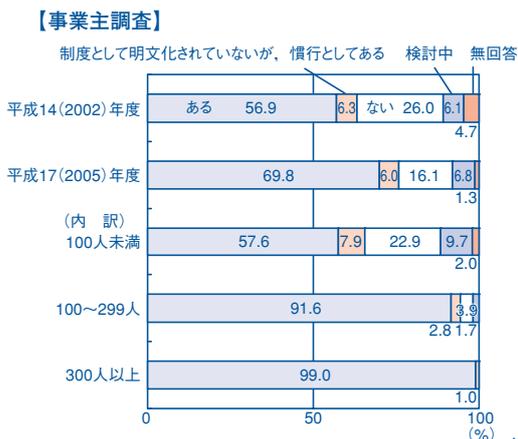


職業生活と家庭生活の両立

《育児・介護休業制度》

- 育児休業制度は69.8%，介護休業制度は59.7%の事業所において規定が整備されています。
- 育児休業の取得状況については、女性従業員73.2%，男性従業員0.1%，介護休業の利用状況については、「取得者がいた」と回答した事業主の割合は5.0%となっています。
- 制度を利用しない主な理由として、女性従業員では、両制度共に「上司や同僚に気兼ね」を、男性従業員では、育児休業については「子どもの世話をしてくれる人がある」、介護休業については「休業中の収入が減少する」を最も多くあげています。

育児休業制度の規定の有無

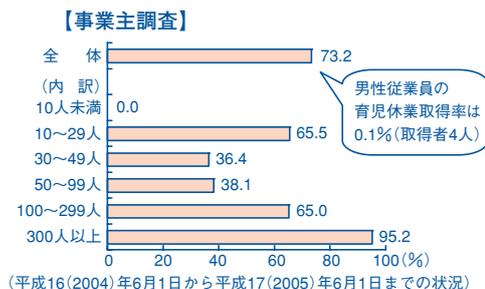


【育児休業】

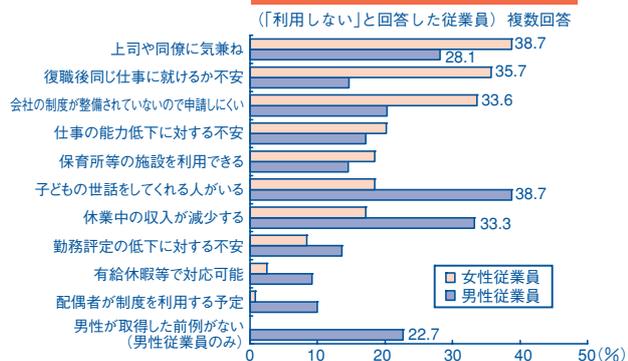
1歳に満たない子を養育する男女労働者が対象で、子が1歳(一定の場合は1歳6ヶ月)に達するまで取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、一定の範囲の期間雇用者は対象となりました。(次に該当するものを除く)

日々雇い入れられるものや、労使協定で定められた一定の労働者(配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者等)

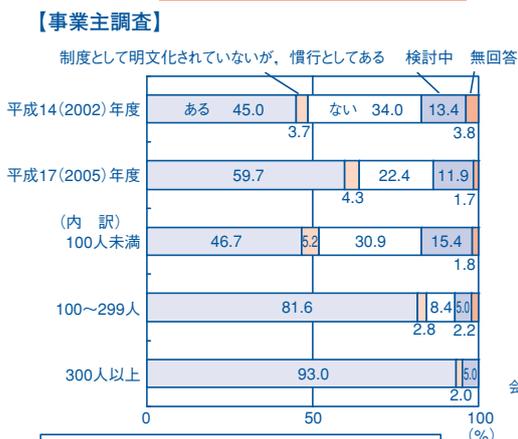
女性従業員の育児休業取得率



育児休業制度を利用しない理由



介護休業制度の規定の有無



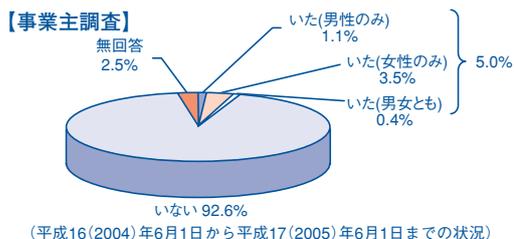
【介護休業】

対象家族(※)を2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする男女労働者が対象で、対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、通算して93日を限度として取得できます。

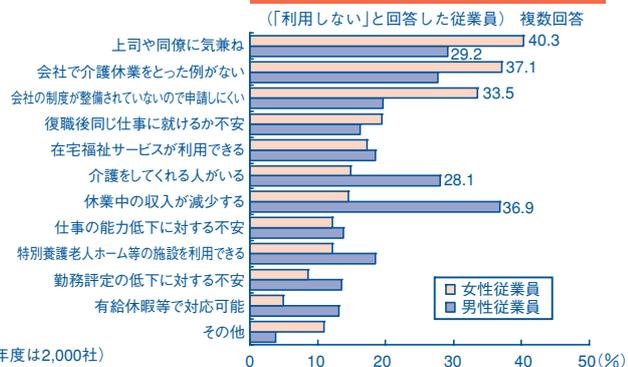
(※対象家族)

配偶者、父母・子・配偶者の父母、労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

介護休業制度の利用状況



介護休業制度を利用しない理由



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成14(2002)年度は2,000社)

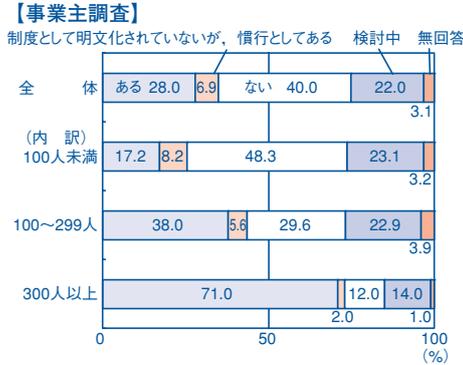
及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員各2,500人(平成14(2002)年度は2,000人)

資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)、広島県男女共同参画推進室調べ

《子の看護休暇制度》

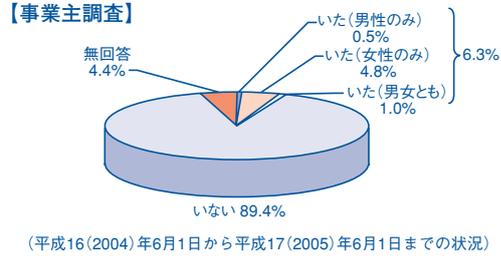
- 子の看護休暇制度の規定が整備されている事業所の割合は28.0%となっています。

子の看護休暇制度の規定の有無



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)、広島県男女共同参画推進室調べ

子の看護休暇制度の利用状況

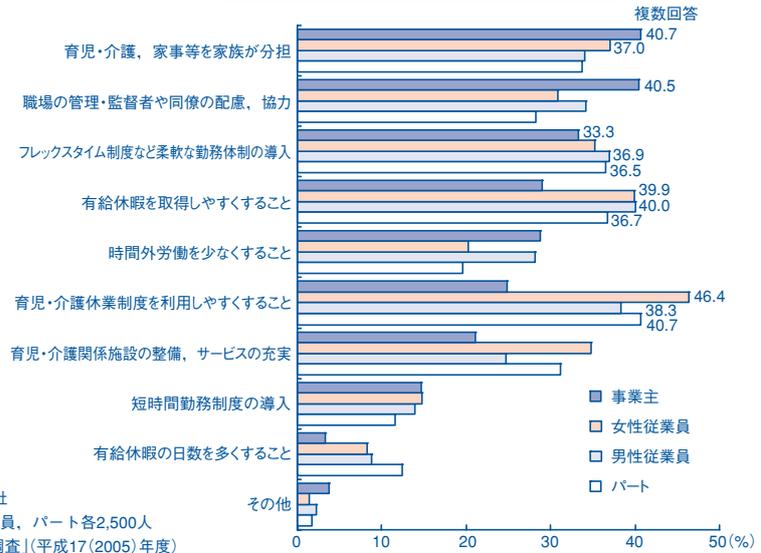


【子の看護休暇】
小学校就学前の子を養育する男女労働者が対象で、1年に5日まで病気やけがをした子の看護のために取得できます。平成17(2005)年4月に育児・介護休業法が改正施行され、創設されました。

《仕事と家庭の両立》

- 仕事と家庭の両立のために重要なこととして、事業主は「育児・介護、家事等を家族が分担」を最も多くあげています。
- 一方、女性従業員とパートは「育児・介護休業制度を利用しやすくすること」を、男性従業員は「有給休暇を取得しやすくすること」を最も多くあげています。

仕事と家庭の両立のために重要なこと

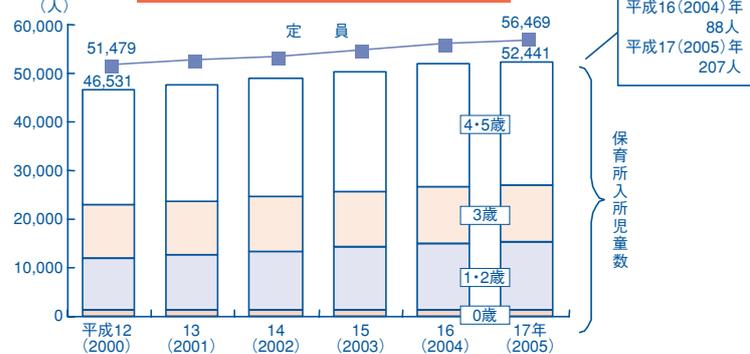


(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

《保育所入所児童数》

- 県内の保育所入所児童数は、出生数が減少傾向にある中、増加傾向にあります。

保育所入所児童数(年齢別)の推移



(注)各年4月1日現在
資料:広島県福祉保健部調べ

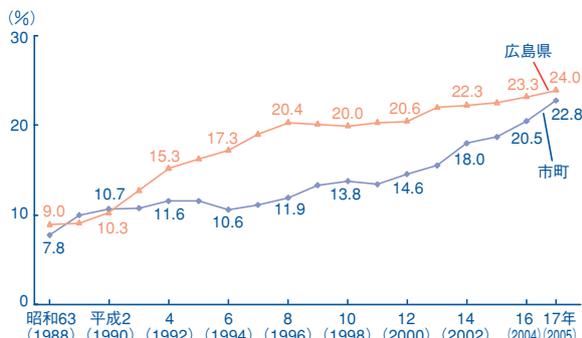
■ 社会参画

《県・市町の審議会等委員》

●県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合は、「広島県男女共同参画基本計画」(第1次計画)に掲げた平成17(2005)年度末の目標値25.0%に対して、平成17(2005)年6月1日現在で24.0%となっています。

(注)県は、6月1日現在(ただし、昭和63(1988)年は5月1日現在)
市町は、4月1日現在(ただし、昭和63(1988)年は5月1日現在、
平成元(1989)年～平成6(1994)年は6月1日現在、平成14(2002)年・
平成15(2003)年は3月31日現在)
資料:広島県人事室、広島県男女共同参画推進室、広島県教育委員会、
広島県警察本部調べ

県・市町の審議会等における女性委員の割合の推移



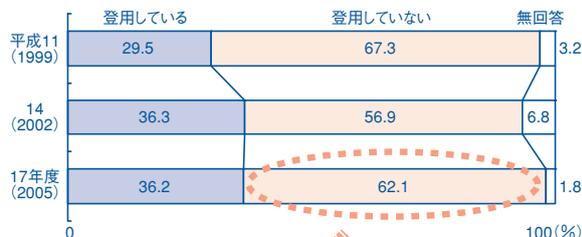
《県内事業所の管理職》

●女性を管理職に雇用している事業所の割合は、平成17(2005)年度で36.2%と横ばい傾向で、全管理職に占める女性管理職の割合は「5%未満」と回答した事業主の割合が42.6%と最も多くなっています。

●女性を管理職に雇用していない主な理由は、「十分な経験・能力を有する女性がない」、「適当な職種、業務がない」などとなっています。

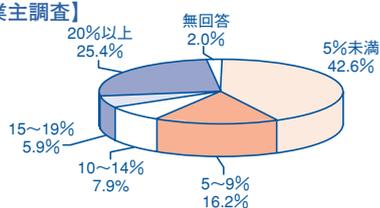
女性管理職の雇用状況

【事業主調査】



全管理職に占める女性管理職の割合

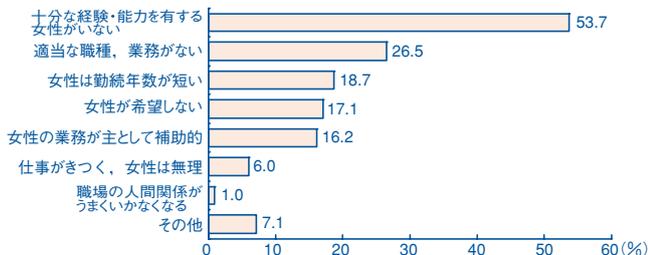
【事業主調査】



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社
(平成11(1999)年度・14(2002)年度は2,000社)
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

女性を管理職に雇用しない理由

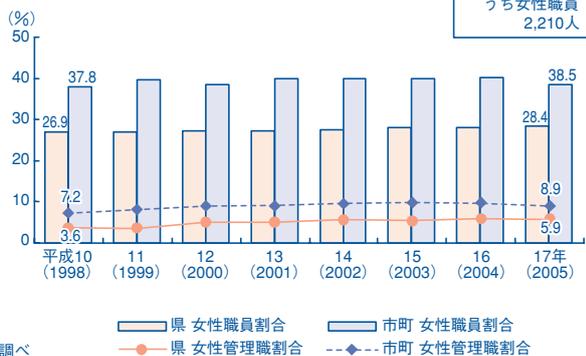
【事業主調査】 (「雇用していない」と回答した事業主) 複数回答



《県・市町の職員及び管理職》

●県・市町共に、女性職員の割合、管理職に占める女性の割合は、長期的には増加傾向で推移しています。

県・市町の職員及び管理職の状況



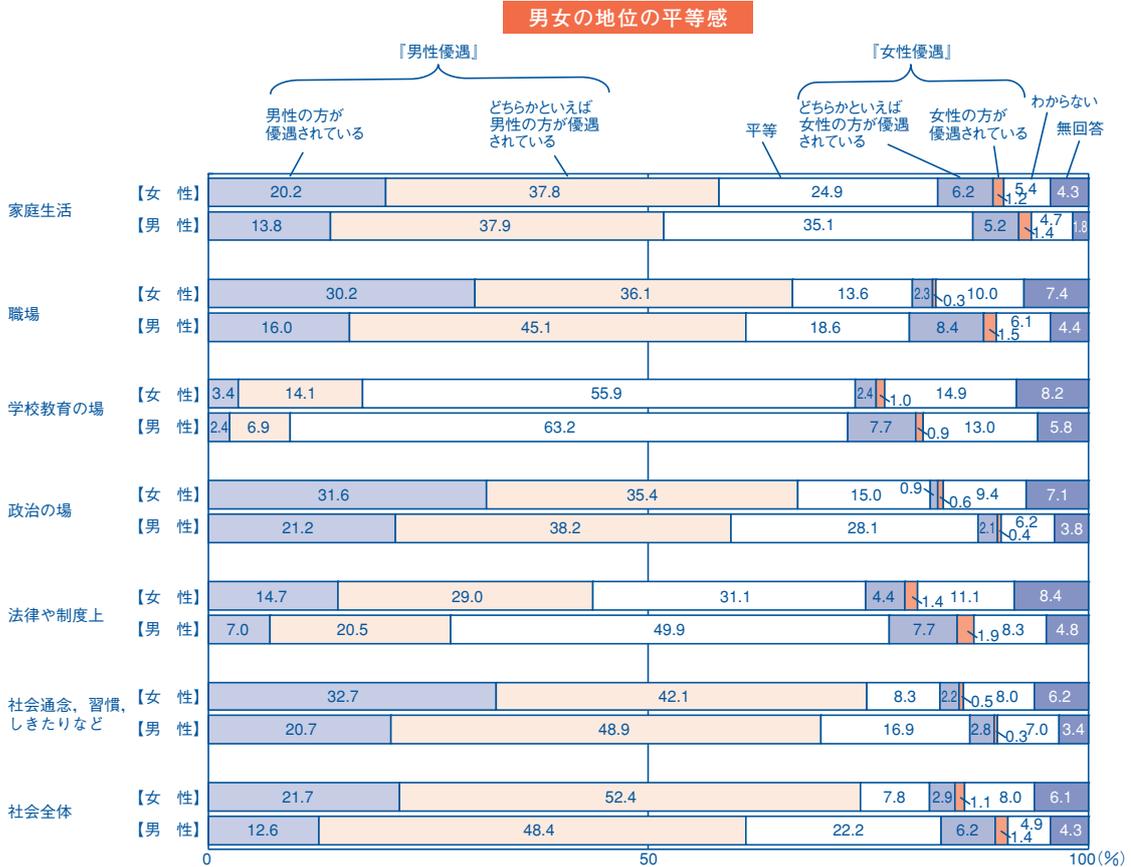
(注)各年4月1日現在
職員数には、教員は含まない。
県の職員数は、知事部局、教育委員会事務局、議会事務局、
各行政委員会及び企業局の一般職職員数である。
市町の職員数は、市町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、
各行政委員会等及び公営企業の水道局等の一般職職員数である。
資料:広島県人事室、広島県男女共同参画推進室、広島県教育委員会調べ

人づくり

意識

《男女の地位》

- 男女の地位が『平等』と回答した人の割合は、「学校教育の場」で男女共に最も高くなっています。
- また、「学校教育の場」と「法律や制度上」を除くすべての分野で、男女共に50%を超える人が『男性優遇』と回答しています。

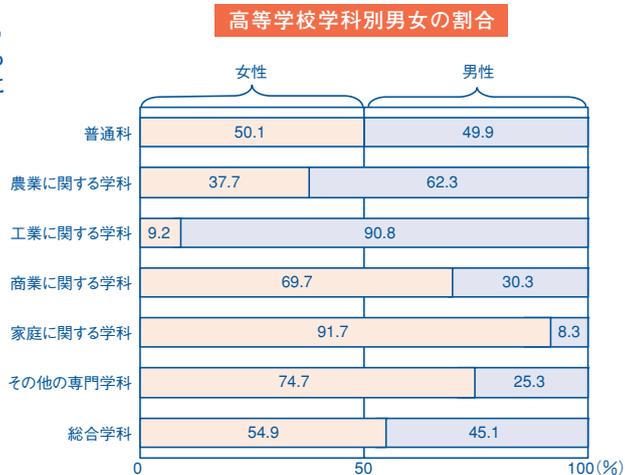


(注)調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料:広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

教育

《高等学校の生徒》

- 学科別に見ると、「工業に関する学科」で、生徒数に占める男性の割合が90.8%と最も高く、女性の割合が最も高いのは、「家庭に関する学科」の91.7%となっています。



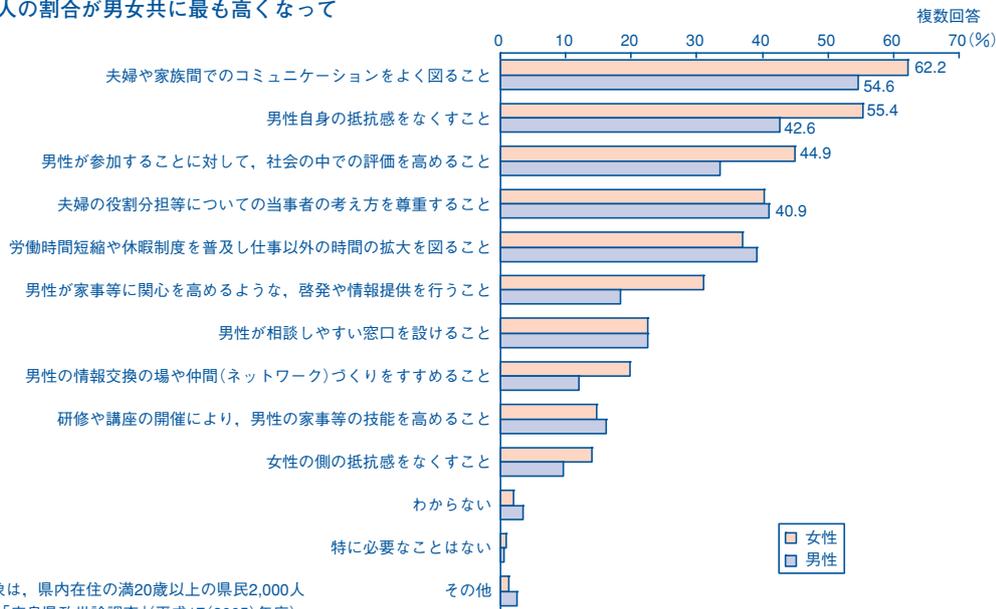
(注)国立・公立・私立のすべてを含む。
資料:広島県教育委員会「公立学校基本数」
(平成17(2005)年度)

■ 家庭

《男性の家事等への参加》

●男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」と回答した人の割合が男女共に最も高くなっています。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

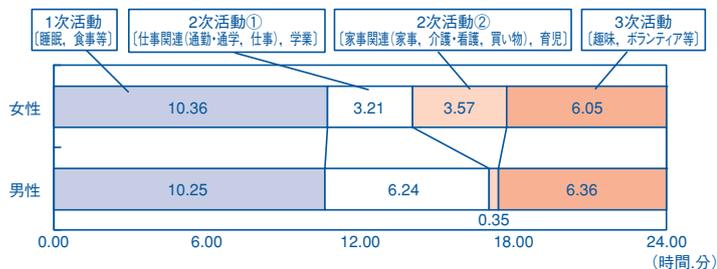


(注)調査対象は、県内在住の満20歳以上の県民2,000人
資料:広島県「広島県政世論調査」(平成17(2005)年度)

《1日の生活時間》

●県内の男女の1日の行動時間を比較すると、2次活動の時間の使い方で男女間に大きな違いが現れています。

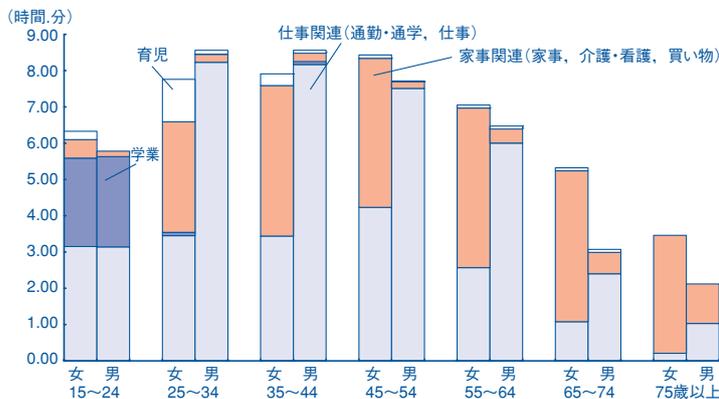
1日の行動の種類別総平均時間数(15歳以上)



(注)
1次活動:睡眠, 食事など生理的に必要な活動
2次活動:仕事, 家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動
3次活動:1次, 2次活動以外の各人が自由に使える時間における活動

●2次活動の内訳を年代別に見ると、15～24歳の年代では学業と仕事関連の時間に男女の差はほとんどありませんが、そのほかの年代は、女性は家事関連・育児、男性は仕事関連の時間が長いという結果になっています。

男女、年齢別の2次活動の生活時間



資料:総務省「社会生活基本調査」(平成13(2001)年)

安心づくり

健康

《母子保健》

●昭和55(1980)年から平成16(2004)年までの動向を見ると、いずれの指標も低下してきていますが、近年では横ばい傾向にあります。

母子保健関係指標の推移



(注)

周産期死亡率=年間の周産期死亡数(※)÷年間の出産(出生+妊娠22週以後の死産)数×1,000

※妊娠22週(154日)以後の死産に早期新生児(生後1週未満)死亡を加えたもの。

乳児死亡率=(年間の乳児(生後1年未満)死亡数÷年間の出生数)×1,000

新生児死亡率=(年間の新生児(生後4週(28日)未満)死亡数÷年間の出生数)×1,000

妊産婦死亡率=(年間の妊産婦死亡数(※)÷年間の出産(出生+死産)数(又は年間の出生数))×100,000

※妊娠中又は妊娠終了後満42日未満で妊娠等が原因の死亡

資料:厚生労働省「人口動態統計」

男女間の暴力, セクシュアル・ハラスメント

《相談件数等》

●県立婦人相談所(平成17(2005)年7月から広島こども家庭センター), 県・市の婦人相談員と広島県女性総合センター「エソール広島」が受け付けた相談件数は近年増加傾向にあります。

●特に暴力に係る相談件数は, DV防止法(38ページ参照)施行(平成13(2001)年)後, 大幅に増加しています。

(注)相談件数:電話相談, 面接相談を加えたもの

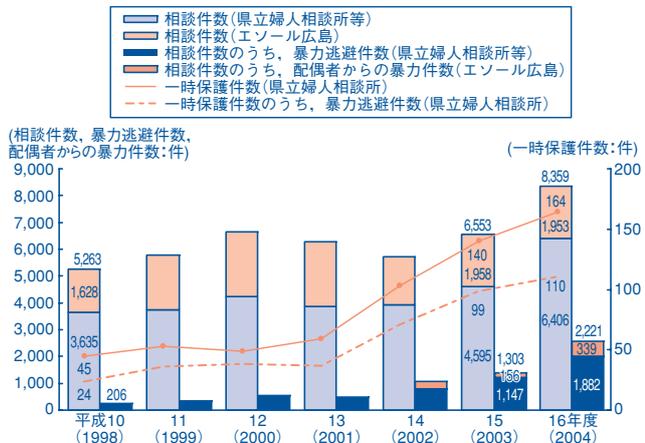
暴力逃避件数:配偶者等, 子, 親, その他の親族及びその他の者による身体的, 精神的又は性的暴力被害に関する相談件数を計上している。

ただし, 平成15(2003)・16(2004)年度の一時保護件数のうちの暴力逃避件数は, 配偶者からの暴力件数のみを計上している。

配偶者からの暴力件数:平成14(2002)年度から集計している。

資料:県立婦人相談所等:広島県福祉保健部調べ
「エソール広島」:(財)広島県女性会議調べ

県立婦人相談所等, 「エソール広島」における相談件数等の推移



《性犯罪》

●「性犯罪相談110番」の電話相談件数は年々減少していますが, 男女別にみると, 女性の相談件数が男性を大きく上回っています。

「性犯罪相談110番」の受理状況

(単位:件)

内 容	平成14(2002)年	平成15(2003)年	平成16(2004)年
性犯罪の被害申告に関するもの	43	20	26
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	15	15	7
性的ないやがらせに関するもの	34	8	12
精神的な悩みに関するもの	24	9	3
男女の性に関するもの	26	7	7
事件容疑情報	4	10	6
つきまとい行為に関するもの	16	8	4
男女間暴力	7	6	3
上記以外の相談	153	160	164
合 計	322	243	232
女性	232 (72.0%)	111 (45.7%)	86 (37.1%)
男性	66 (20.5%)	27 (11.1%)	16 (6.9%)
不明	24	105	130

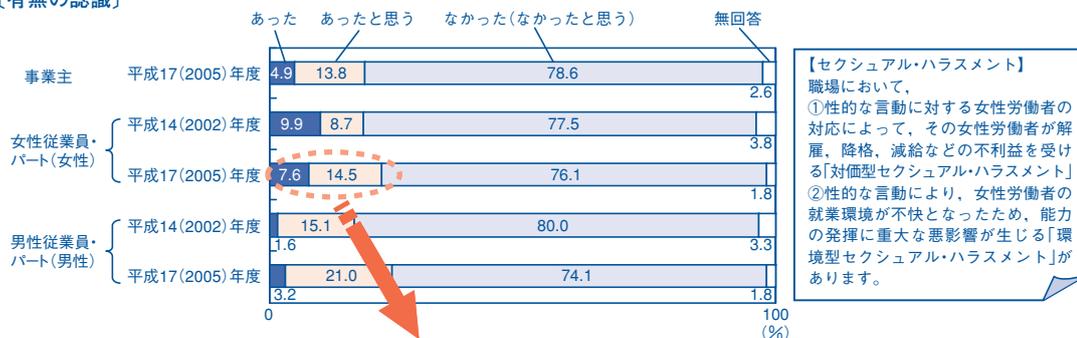
資料:広島県警察本部調べ

《セクシュアル・ハラスメント》

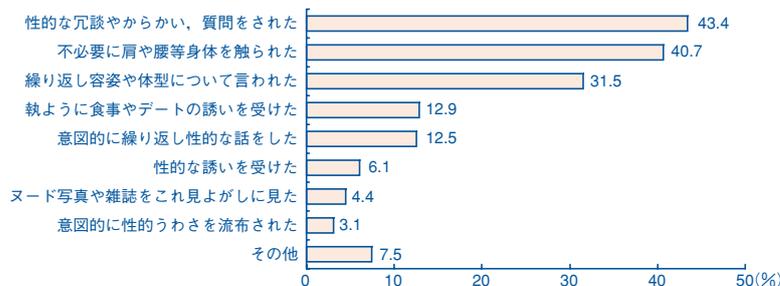
- 有無の認識は、パートを含む男女従業員とも、それぞれ約20%が、セクハラが「あった」、「あったと思う」と回答しています。内容では、パートを含む女性の従業員が「性的な冗談やからかい、質問をされた」を最も多くあげています。
- 事業主の37.4%が防止対策を講じています。内容は、「就業規則等への明文化」が最も多くなっています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの有無の認識と内容

〔有無の認識〕

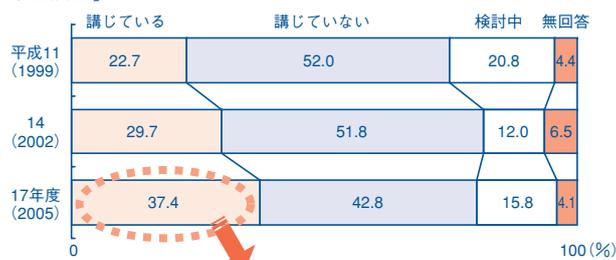


〔内 容〕【女性従業員，パート(女性)調査】(「セクハラがあった」「あったと思う」と回答した従業員) 複数回答

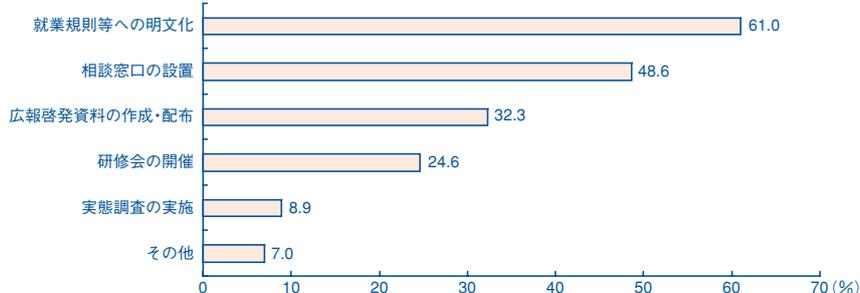


セクシュアル・ハラスメント防止対策の有無と内容

〔防止対策の有無〕【事業主調査】



〔内 容〕【事業主調査】(「セクハラ防止対策を講じている」と回答した事業主) 複数回答



(注)調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社(平成11(1999)・14(2002)年度は2,000社)及びそこに勤務する女性従業員、男性従業員、パート各2,500人(平成11(1999)・14(2002)年度は2,000人)
資料:広島県「広島県働く男女の雇用環境実態調査」(平成17(2005)年度)

2 男女共同参画に関する動き

年	国際機関等	国	広島県	
昭和20(1945)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際連合憲章」採択 ・「国際連合」発足 			
昭和21(1946)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「婦人の地位委員会」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・「日本国憲法」公布(11月),施行(昭和22年5月) 		
昭和22(1947)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法」公布(4月),施行(9月) 		
昭和23(1948)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権宣言」採択(第3回国連総会) 			
昭和31(1956)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「売春防止法」公布(5月),施行(昭和32年4月) 		
昭和42(1967)年	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択 			
昭和47(1972)年	<ul style="list-style-type: none"> ・1975(昭和50)年を「国際婦人年」とすることを宣言(第27回国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤労婦人福祉法」公布・施行(7月) 		
昭和50(1975)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までを「国連婦人の十年」と決定 目標:平等,発展,平和(第30回国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置(9月) ・「婦人問題企画推進会議」設置(9月) 		
昭和51(1976)年	国連婦人の十年 1976 ~ 1985	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」改正・施行(離婚復氏制度,6月) 		
昭和52(1977)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定(1月) ・「国立婦人教育会館」(現「独立行政法人国立女性教育会館」)開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政の総合窓口を「民生部青少年婦人対策室」に設置(4月) ・「婦人問題行政連絡協議会」設置(5月) 	
昭和54(1979)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」〈女子差別撤廃条約〉採択(第34回国連総会),発効(1981(昭和56)年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年婦人課」設置(「青少年婦人対策室」改組,4月) ・「広島県婦人対策推進会議」設置(7月) 	
昭和55(1980)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・〈女子差別撤廃条約〉署名,批准・発効(昭和60年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出(4月)
昭和56(1981)年		<ul style="list-style-type: none"> ・ILO(国際労働機関)「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」及び「同勧告」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法」改正・施行(配偶者の相続分引上げ,1月) ・「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) 	

年	国際機関等	国	広島県
昭和57(1982)年			・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定(3月)
昭和60(1985)年	国連婦人の十年 1976 ～ 1985	・「国籍法」改正・施行(父母両系主義, 1月) ・「勤労婦人福祉法」を改正し,「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布(6月),施行(昭和61年4月) ・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(労働者派遣法)公布(7月),施行(昭和61年7月)	
昭和61(1986)年		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置(「婦人問題企画推進会議」を改組, 2月) ・「国民年金法」改正・施行(女性の年金権の確立,4月)	・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定(3月) ・婦人総合センター基本構想発表(3月) ・「広島県婦人対策推進懇話会」設置(6月)
昭和62(1987)年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)	
昭和63(1988)年			・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出(2月) ・「広島県女性プラン」策定(8月) ・「財団法人広島県女性会議」設立(8月)
平成元(1989)年			・「青少年婦人課」に「婦人係」設置(4月) ・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館(4月)
平成2(1990)年	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人問題行政連絡協議会」を「女性問題行政連絡協議会」に名称変更(4月)
平成3(1991)年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定(5月) ・「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布(5月),施行(平成4年4月)	・「青少年女性課女性係」設置(「青少年婦人課婦人係」改組,4月) ・「広島県女性対策推進懇話会」設置(8月)
平成4(1992)年			・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言(3月) ・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定(9月) ・「女性問題行政連絡協議会」を「女性問題行政推進協議会」に機能強化(9月)
平成5(1993)年	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布(6月),施行(12月)	

年	国際機関等	国	広島県
平成6(1994)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国際人口開発会議開催(カイロ) ・1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連十年」と採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画室」,「男女共同参画審議会」(政令)設置(「婦人問題担当室」,「婦人問題企画推進有識者会議」廃止,6月) ・「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」改組,7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更(1月)
平成7(1995)年	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」を改正し,「育児休業,介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」<育児・介護休業法>公布(6月),一部施行(10月),全面施行(平成11年4月) ・ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)批准 	
平成8(1996)年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申(7月) ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足(9月) ・「男女共同参画2000年プラン」策定(12月) 	
平成9(1997)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会」(法律)設置(6月) ・「男女雇用機会均等法」を改正し,「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正「男女雇用機会均等法」)を公布(6月),一部施行(母性保護に関する規定,平成10年4月),全面施行(募集等における女性差別の禁止等,平成11年4月) ・「労働基準法」改正(6月),一部施行(母性保護に関する規定,平成10年4月),全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消,平成11年4月) ・「育児・介護休業法」改正(6月),施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限創設,平成11年4月) ・「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定(7月) ・「介護保険法」公布(12月),施行(平成12年4月) 	
平成10(1998)年		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり—」答申(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言(1月) ・「広島県男女共同参画プラン」策定(3月) ・「青少年女性課男女共同参画推進班」設置(「青少年女性課女性係」改組,4月) ・「広島県男女共同参画推進本部」設置(10月)
平成11(1999)年		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月) ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画懇話会」設置(10月)

年	国際機関等	国	広島県
平成12(2000)年	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布(5月),施行(11月) ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申(9月) ・「男女共同参画基本計画」策定(12月)	
平成13(2001)年		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置(中央省庁再編,1月) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」〈DV防止法〉公布(4月),一部施行(10月),全面施行(平成14年4月) ・「水産基本法」公布・施行(6月) ・「育児・介護休業法」改正・一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等,11月),全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等,平成14年4月)	・「男女共同参画推進室」設置(「青少年女性課男女共同参画推進班」改組,4月) ・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言(8月) ・「広島県男女共同参画推進条例」公布(12月),施行(平成14年4月)
平成14(2002)年			・「広島県男女共同参画審議会」設置(6月) ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問(6月) ・審議会答申(11月)
平成15(2003)年		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行(7月),全面施行(平成17年4月)[平成27年3月までの時限立法] ・「少子化社会対策基本法」公布(7月),施行(9月)	・「広島県男女共同参画基本計画」策定(2月)
平成16(2004)年		・〈DV防止法〉改正(6月),施行(配偶者からの暴力の定義の拡大等,12月) ・「育児・介護休業法」改正(12月),施行(育児等休業取得対象者の拡大等,平成17年4月)	
平成17(2005)年	・第49回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京十10」世界閣僚級会合,ニューヨーク) 宣言文採択	・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方—男女がともに輝く社会へ—」答申(7月) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(12月)	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問(6月) ・審議会答申(12月)

3 県の取組

1 総合窓口、庁内推進体制、諮問機関の整備

我が国の女性行政は昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機として新たな展開が始まり、県においても、昭和52(1977)年4月、多岐にわたる女性行政を総合的かつ効果的に推進するため青少年婦人対策室を設置しました。5月には庁内の関係課で構成する「広島県婦人問題行政連絡協議会」(平成2(1990)年「広島県女性問題行政連絡協議会」に、平成4(1992)年「広島県女性行政推進協議会」に改正)を、昭和54(1979)年には県内の有識者からなる「広島県婦人対策推進会議」を設置して、女性に係る行政施策の連絡調整や女性問題の調査研究を行うこととしました。

2 「広島県女性プラン」の策定

「男女共同参加による活力と個性豊かな社会の形成」を基本理念とし、この実現に向けて婦人行政の推進に取り組むため、「広島県婦人対策推進懇話会」(昭和61(1986)年「広島県婦人対策推進会議」を廃止して設置)の提言を踏まえ、昭和63(1988)年8月に「広島県女性プラン」を策定しました。

「婦人」から「女性」へ

時代のすう勢で、「婦人」という用語が、一般に「一定年齢以上の既婚の女性」の意味に理解されるようになり、「女性」に対する「男性」のような、「婦人」の対語がないことも指摘され始めました。

また、行政客体は女性全体であることなどから、限定された意味に理解される可能性のある「婦人」の用語に替えて、「女性」の用語を使用するようになりました。

3 「エソール広島」の開館

「広島県女性プラン」の重点施策の一つに掲げられていた「広島県婦人総合センター」の設置に向けて、同センターの管理運営主体となる「財団法人広島県女性会議」が昭和63(1988)年に設立され、平成元(1989)年4月、広島県婦人総合センター(平成6(1994)年1月「広島県女性総合センター」と名称変更)「エソール広島」が開館しました。

4 「広島県女性プラン(第一次改定)」の策定

「広島県女性プラン」の基本理念を受け継ぎ、21世紀に向けて目標とする社会「男女共同参画型社会」を実現していくために、「広島県女性対策推進懇話会」(平成3(1991)年「広島県婦人対策推進懇話会」を廃止して設置)の提言を踏まえ、県が行う施策の基本的方向と具体的施策を示した「広島県女性プラン(第一次改定)」を平成4(1992)年9月に策定しました。

「参加」から「参画」、 「男女共同参画型社会」から「男女共同参画社会」へ

「広島県女性プラン(第一次改定)」では、国の「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」(平成3(1991)年策定)同様、21世紀に向けて目標とする社会を、「男女共同参画型社会」と呼ぶこととしました。「参画」には、単なる参加ではなく、企画立案の段階から携わり責任も共有することが必要であるという認識が込められています。

また、平成6(1994)年、総理府に男女共同参画室が設置された際、「男女共同参画型社会」という用語が「男女共同参画社会」に改められました。

5 「広島県男女共同参画プラン」の策定

これまでのプランの成果と残された課題を引き継ぎ、新たな課題に対応し、男女平等を基礎として一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会をめざすため、「広島県女性対策推進懇話会」の提言を踏まえ、平成10(1998)年3月に「広島県男女共同参画プラン」を策定しました。

「女性プラン」から「男女共同参画プラン」へ

これまでの「女性プラン」の名称を、女性と男性がパートナーとして男女共同参画社会の実現をめざすことから「男女共同参画プラン」としました。

6 「広島県男女共同参画推進本部」の設置

「広島県男女共同参画プラン」において、男女共同参画社会の実現に向けて県の推進体制の充実を掲げたことから、行政のあらゆる分野への男女共同参画の視点の反映や全庁を挙げて幅広く、かつ効率的に女性行政(平成13(1991)年に「男女共同参画施策」に改正)に取り組むため、平成10(1998)年10月、知事を本部長とする「広島県男女共同参画推進本部」(「広島県女性行政推進協議会」は廃止)を設置しました。

7 「広島県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現に向け、「広島県男女共同参画懇話会」(平成11(1999)年10月「広島県女性対策推進懇話会」を廃止して設置)の提言を基に、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示す「広島県男女共同参画推進条例」が平成13(2001)年12月21日に公布、平成14(2002)年4月1日に施行されました。

8 「広島県男女共同参画審議会」の設置

男女共同参画の推進に関する基本的な計画を始め男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、「広島県男女共同参画推進条例」に基づいて、平成14(2002)年6月10日、「広島県男女共同参画審議会」を設置しました。

9 「広島県男女共同参画基本計画」の策定

「広島県男女共同参画審議会」の答申を踏まえ、「広島県男女共同参画推進条例」に基づく初めての計画として、条例の五つの基本理念を基に、県が取り組むべき施策を示した「広島県男女共同参画基本計画」を平成15(2003)年2月に策定しました。

この計画に掲げる具体的施策の推進期間が平成17(2005)年度で終了することから、平成17(2005)年6月14日、「広島県男女共同参画審議会」に対し、「広島県男女共同参画基本計画」に盛り込むべき事項について諮問し、12月26日に答申を受けました。

4 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体

及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則 (平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5 男女共同参画基本計画（第2次）の概要

平成17（2005）年12月27日閣議決定

第1部 基本的考え方

1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
- (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成
- (2) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
 - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
 - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
 - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
 - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
 - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
 - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
 - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
 - ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
 - エ 男女間の賃金格差の解消

(2) 母性健康管理対策の推進

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

- ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
- イ 再就職に向けた支援

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

- ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及
- イ パートタイム労働対策の総合的な推進
- ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
- エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
- オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画

(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

- ア 起業支援策の充実
- イ 雇用・起業以外の就業環境整備

4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
 - イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
 - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
 - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

- ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- イ ひとり親家庭等に対する支援の推進

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

- ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
- イ 地域社会への男女の共同参画の促進

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
- イ 高齢者保健福祉施策の推進
- ウ 介護に係る人材の確保

(3) 高齢期の所得保障

(4) 障害者の自立した生活の支援

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
- イ 体制整備
- ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
- エ 女性に対する暴力に関する調査研究等

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
- イ 相談体制の充実
- ウ 被害者の保護及び自立支援
- エ 関連する問題への対応

(3) 性犯罪への対策の推進

- ア 性犯罪への厳正な対処等
- イ 被害者への配慮等
- ウ 加害者に関する対策の推進等
- エ 啓発活動の推進

(4) 売買春への対策の推進

- ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
- イ 児童に関する対策の推進

(5) 人身取引への対策の推進

- ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進
- イ 関係法令の適切な運用
- ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進
- エ 調査研究等の推進

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

(7) ストーカー行為等への対策の推進

- ア ストーカー行為等への厳正な対処
- イ 被害者等の支援及び防犯対策
- ウ 広報啓発の推進

8 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

- ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
- イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

- ア 妊娠・出産期における女性の健康支援
- イ 適切な性教育の推進

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ア HIV/エイズ、性感染症対策
- イ 薬物乱用対策の推進
- ウ 喫煙、飲酒対策の推進

9 メディアにおける男女共同参画の推進

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

- ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
- イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
- ウ メディア・リテラシーの向上

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ア 初等中等教育の充実
- イ 高等教育の充実
- ウ 社会教育の推進
- エ 教育関係者の意識啓発
- オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

- ア 生涯学習の推進
- イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
- ウ 進路・就職指導の充実

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進
- イ 国連の諸活動への協力
- ウ 女性の平和への貢献
- エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
- カ NGOとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(1) 科学技術

(2) 防災（災害復興を含む）

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

(4) 環境

第3部 計画の推進

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援

6 広島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日公布
広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 広島県男女共同参画審議会（第14条・第15条）

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次を集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月6日 条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

7 広島県男女共同参画審議会委員

	青山 裕	弁護士
	天部 テルミ	広島県の女性の地位向上と社会参画をすすめる会 運営委員長
	有重 嘉代子	広島県生活研究グループ連絡協議会 前会長
	安藤 周治	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター 代表理事
	恵島 美奈江	連合広島 女性委員会副委員長 【平成17(2005)年9月28日辞任】 (委員当時の所属・役職)
	岡馬 重充	(株)中国新聞社 論説委員
会 長	川瀬 啓子	安田女子大学 教授
	神田 眞樹	マツダ(株) 常務執行役員人事本部長
	辻 一明	呉市 市民部長
	十倉 純子	(株)フュージョン 代表取締役
会長代行	野原 建一	広島県立大学 教授
	東 由美	連合広島 女性委員会副委員長 【平成18(2006)年2月14日就任】
	藤森 弘子	広島文化短期大学 教授
	前田 幸子	広島県地域女性団体連絡協議会 理事
	増元 正信	安芸高田市 助役
	三好 久美子	ひろしま女性大学修了生

8 広島県男女共同参画推進本部設置要綱

[平成17(2005)年4月1日現在]

(設置)

第1 女性の社会的地位の向上を図り、男女共同参画社会実現に向けて、広範な施策を、総合的かつ積極的に推進することを目的として、広島県男女共同参画推進本部(以下、「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査、研究、企画立案等に関する事。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関する事。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成するものとし、それぞれ別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

第4 推進本部の円滑な推進に資するため、推進本部に幹事会をおく。

2 幹事会は、別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(会議)

第5 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキング・グループ)

第6 幹事会に、必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第7 推進本部に関する事務は、環境生活部管理総室男女共同参画推進室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

2 広島県女性行政推進協議会設置要綱(昭和52年5月27日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表

広島県男女共同参画推進本部の構成員

推進本部		幹事会	
本部長	知事	幹事長	環境生活部管理総室長
副本部長	副知事	副幹事長	男女共同参画推進室長
本部員	出納長 総務企画部長 総務企画部政策企画局長 地域振興部長 環境生活部長 環境生活部環境局長 福祉保健部長 商工労働部長 農林水産部長 土木建築部長 土木建築部空港港湾局長 土木建築部都市局長 企業局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長	幹事	出納長室出納総務室長 総務企画部管理総室総務室長 総務企画部政策企画局企画監 地域振興部管理総室地域振興総務室長 環境生活部管理総室環境生活総務室長 福祉保健部管理総室企画管理室長 商工労働部管理総室商工労働総務室長 農林水産部管理総室企画調整室長 土木建築部管理総室土木建築総務室長 企業局企業総務室長 教育委員会総務課教育政策室長 警察本部総務課長 人事委員会事務局総務審査室長

次のとおり組織再編があります。(平成18(2006)年4月1日施行)

- 総務企画部 → 総務部, 政策企画部
- 環境生活部 → 県民生活部, 環境部
- 土木建築部 → 土木部, 都市部, 空港港湾部
- 企業局 → 公営企業部

9 具体的施策の行動目標一覧

環境づくり

指 標 名	現況値	年度	目標値	年度
1 働く場における男女共同参画の推進				
(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備				
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(大企業) ^{注1}	95.9%	H17(2005)	100%	H21(2009)
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合(中小企業) ^{注1}	3.3%	H17(2005)	25%	H21(2009)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	86.5%	H17(2005)	100%	H21(2009)
ファミリー・フレンドリー企業表彰	9企業	H17(2005)	18企業	H21(2009)
ファミリー・サポート・センター実施か所数	10か所	H17(2005)	20か所	H21(2009)
低年齢児保育受入児童数	18,435人	H17(2005)	20,621人	H21(2009)
延長保育実施か所数	339か所	H17(2005)	398か所	H21(2009)
放課後児童クラブ実施か所数	428か所	H17(2005)	449か所	H21(2009)
(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進				
女性の農業委員数	30人	H17(2005)	46人	H22(2010)
家族経営協定の締結数	101件	H16(2004)	328件	H22(2010)
(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備				
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性の個人経営	44人	H16(2004)	100人	H22(2010)
農山漁村における農林水産物加工等に係る女性のグループ経営	160グループ	H16(2004)	300グループ	H22(2010)
2 地域社会活動における男女共同参画の推進				
(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進				
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(全審議会)	24.0%	H17(2005)	30%	H22(2010)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注2} を除く。)	29.5%	H17(2005)	35%	H22(2010)
ひろしま女性大学修了生累計	803人	H17(2005)	1,000人	H22(2010)
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進				
NPO法人数(人口10万人当たり)	11.3法人	H16(2004)	17法人	H20(2008)
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備				
(3) 市町等との連携強化・取組支援				
男女共同参画計画を策定した市町の割合	47.8%	H17(2005)	100%	H22(2010)

人づくり

指 標 名	現況値	年度	目標値	年度
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実				
(1) 男女共同参画を推進する教育の充実				
長期職場体験実施校の割合(公立中学校)	14.7%	H17(2005)	60%	H20(2008)
最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)	23.7%	H16(2004)	40%	H20(2008)
(2) 生涯を通じた学習機会の提供				
ひろしままなびネットへのアクセス件数	68,833件	H16(2004)	90,000件	H20(2008)
3 家庭における男女共同参画の推進				
(2) 家庭教育・子育て支援の充実				
地域子育て支援センター実施か所数	77か所	H17(2005)	104か所	H21(2009)

安心づくり

指 標 名	現況値	年度	目標値	年度
1 生涯を通じた健康と自立の支援				
(1) 生涯を通じた健康対策の推進				
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	H17(2005)	7圏域	H20(2008)
周産期死亡率(人口千人当たり) ^{注3}	4.4人 (全国9位)	H16(2004)	全国1位	H20(2008)
(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援				
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量	0人	H17(2005)	2,408人	H20(2008)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数	2,048人	H16(2004)	3,976人	H20(2008)
障害者グループホーム定員数 ^{注4}	291人	H16(2004)	平成18(2006)年度に設定	
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	H17(2005)	7.8%	H22(2010)

(注1)ここに掲げる「大企業」とは従業員301人以上の企業、「中小企業」とは従業員100人以上300人以下の企業をいう。

(注2)5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注3)妊娠22週から生後1週間未満の期間における人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

(注4)障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。

10 用語索引

	ページ
■ア行	
育児・介護休業法	17
エソール広島	24
NGO	25
NPO	15
■カ行	
家族経営協定	19
キャリア教育	30
健康ひろしま21	36
■サ行	
在宅ワーク	18
次世代育成支援対策推進法	17
周産期	36
住民自治組織	22
小規模多機能型居宅介護	37
情報教育	29
審議会等	21
ストーカー規制法	39
セクシュアル・ハラスメント	35
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	15
■タ行	
男女雇用機会均等法	15
地域子育て支援センター	34
DV防止法	38
■ナ行	
認知症対応型共同生活介護	37
農業委員	19
■ハ行	
パートタイム労働法	18
配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画	38
売春防止法	39
広島県障害者プラン	37
広島県総合計画「元気挑戦プラン」	6
ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)	37
ひろしま国際施策推進プラン2010	40
ひろしま女性大学	21
ひろしままなびネット	31
ファミリー・サポート・センター	17
ファミリー・フレンドリー企業	17
放課後児童クラブ	17
■マ行	
未来に輝くこども夢プラン	34
■ラ行	
労働基準法	15
労働者派遣法	18

広島県男女共同参画基本計画(第2次)

いっしょに あした創り

編集・発行 広島県(環境生活部管理総室男女共同参画推進室)
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話 082-228-2111(代表)
<http://www.pref.hiroshima.jp/>

広島県男女共同参画基本計画(第2次)



古紙配合率100%再生紙を使用しています